#### 新潟市生きがい対応型通所事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市生きがい対応型通所事業(以下「事業」という。)は、高齢者に通所によって交流の場及び各種サービスを提供することにより、生きがいづくりと社会参加を促進し、要介護状態に陥ることを予防するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

(実施施設及び委託)

第2条 事業は、別表に定める施設を利用して実施するものとし、事業の利用者、事業の 内容及び利用料の決定を除く事業の運営は、同表に定める民間事業者等(以下「受託事業者」という。)へ委託又は委任するものとする。

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 教養講座
  - (2) 趣味活動
  - (3) レクリエーション活動
  - (4) 軽体操・スポーツ活動
  - (5) 創作活動
  - (6) 日常動作訓練·生活指導(相談援助等)
  - (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(職員の配置)

第4条 事業の実施にあたっては、実施施設ごとに専任職員を1名配置し、利用人員数に 応じ必要な場合には、補助職員を配置するものとする。

(利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、新潟市に住所を有するおおむね60歳以上の家に閉じこも

りがちな高齢者であって,次の各号の一つに該当する者とする。ただし,介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定,要支援認定を受けた者(以下「要介護認定者」「要支援認定者」という。)及び新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項第2項に規定する者(以下「事業対象者」という。)を除く。

- (1) 一人暮らしの者
- (2) 高齢者のみ世帯の者
- (3) 同居者はいるが、日中は一人になる者
- (4) その他事業の利用が必要と認められる者
- 2 前項ただし書きの規定に関わらず、新津健康センター及び中之口高齢者支援センター における実施については、要支援認定者及び事業対象者を利用対象者とすることができ る。
- 3 第1項及び第2項の規定に関わらず、市長は、事業の利用が必要と認める者を利用対象者とすることができる。

(事業の実施日)

- 第6条 事業の実施日は、次の各号に掲げる日を除いた日のうち、実施施設の状況等により決定するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
  - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規程する休日
  - (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(利用の申込み)

第7条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、新潟市生きがい対 応型通所事業利用申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は,前条に定める申込みがあったときは内容を審査して利用の可否を決定し, 申請者に対し新潟市生きがい対応型通所事業利用決定(却下)通知書(別記様式第2号) により通知するものとする。 (届出)

- 第9条 利用者又はその家族は、次の各号の一つに該当する場合は、新潟市生きがい対応 型通所事業利用取消(一時停止)届出書(別記様式第3号)又は口頭等により直ちにそ の旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 利用者が死亡及び転出した場合
  - (2) 利用者又はその家族が,感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症(以下「感染症」という。) を有した場合
  - (3) 利用者が事業の利用を変更又は廃止する場合

(利用の取消)

- 第10条 市長は,前条に定める届出があった場合のほか,次の各号の一つに該当するときは,利用決定を取り消し,又は一時停止させることができるものとし,新潟市生きがい対応型通所事業利用取消(一時停止)決定通知書(別記様式第4号)により利用者へ通知するものとする。
  - (1) 利用者が第5条に定める利用対象者に該当しなくなった場合
  - (2) 利用者又はその家族が感染症を有し、他の利用者に感染するおそれがある場合
  - (3) 実施施設が、災害その他事故により利用できなくなった場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上やむを得ない理由があると市長が認める場合。 (利用者負担)
- 第 11 条 この事業の利用者は、各実施施設における実施状況に基づき、市長が別に定める額を利用に係る費用として負担するものとする。

(費用の免除)

第 12 条 市長は利用者が特別な理由により前条に規定する費用を負担することができないと認める場合は、その費用の全部又は一部を免除することができる。

(運営)

- 第13条 受託事業者は、自治会・町内会、民生委員及びボランティア団体、老人クラブ等の関係機関と連携を密にし、円滑な事業運営を図るものとする。
- 2 受託事業者は、この事業に関する台帳等必要な書類を備えつけるものとし、提供したサービス内容、利用回数等を記録し、その結果を市長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 別表(第2条関係)

施設名	受託事業者				
早通健康福祉会館	早通地区自治会連合会 早通健康福祉会館運営委員会				
新津健康センター	特定非営利活動法人 お茶の間				
南区白根健康福祉センター	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会				
西川高齢者ふれあいセンター	社会福祉法人 新潟南福祉会				
中之口高齢者支援センター	社会福祉法人 愛宕福祉会				

### 新潟市生きがい対応型通所事業利用申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

申請者 住所 新潟市 氏名 利用者との続柄 電話

下記のとおり事業を利用したいので申請します。

なお,事業の利用のために必要な個人に関わる情報について,事業の受託事業者に提供されることを承諾します。

利 用 者 氏 名			電話	_	-	
住 所	〒 - 新潟市					
生 年 月 日	明治・大正・昭和	和 4	手 月	日	(満	歳)
緊急 連絡 先	(氏名)	(続村	丙)	(電話)	_	
利用希望施設	地区(施設名)					)
利用希望曜日	曜日	利用開始和	命望日	年	月	日
通 所 方 法						
かかりつけ医療機関	(機関名)			(電話)	_	
要介護認定等の有無	要介護認定・要	支援認定・	事業対象	き者・認定無		

新	第		号の 2
	年	日	Ħ

住所 新潟市

氏名 様

新潟市長

## 新潟市生きがい対応型通所事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった本事業の利用について、下記のとおり 決定しましたので通知します。

1 次のとおり事業利用を決定しました。

	-X-17/1 2 1/12 0 to 0 /26					
利用者氏名						
住所	〒 一 新潟市					
利用開始日	年 月 日から					
利 用 施 設	利用曜日曜日					
利用者負担費用						
備考						

2 審査の結果,却下することに決定しました。

理由	
----	--

# 新潟市生きがい対応型通所事業利用取消(一時停止)届出書

年 月 日

(あて先)新潟市長

申請者 住所 新潟市 氏名 利用者との続柄 電話

下記のとおり事業の利用を取消(一時停止)したいので届け出ます。

	川用 者 氏 名
住 所 〒 一 新潟市	所
利 用 施 設 地区(施設名 )	月 施 設
取消・一時停止 理 (1)利用者が死亡したため (2)利用者が転出するため (3)利用者又はその家族が感染症を有したため (4)利用者が事業の利用を変更又は廃止するため (5)その他の理由による	

 新
 第
 号

 年
 月
 日

住所 新潟市

氏名 様

新潟市長

## 新潟市生きがい対応型通所事業利用取消(一時停止)決定通知書

年 月 日付けで決定いたしました本事業の利用について、下記のとおり 取消 ・ 一時停止 したので通知します。

利	用	者	氏	名						
住				所	₹	_	新潟市			
利	用		施	設		坩	也区(施設名			)
利	用		曜	日		曜日	取消・一時停止日	年	月	日
取消・一時停止理由										